

障害者手帳所持者等に係る軽自動車税の減免について（お知らせ）

障がいのある方などが所有する軽自動車について、障がいの程度や軽自動車の使用状況が一定の要件を満たす場合、申請によって軽自動車税（種別割）が減免されることがあります。

ただし、減免の対象となる軽自動車は障がい者1人につき1台となります。また、普通車との重複申請はできません。

1 減免対象となる軽自動車

◎障がいのある方が所有する軽自動車、または家族名義のもの

- ・障がいのある方本人
- ・障がいのある方と生計を一にする者が日常生活のために運転をする場合
- ・障がい者のみで構成される世帯において、障がいのある方の通院、通所、生業のために常時介護するものが運転する場合（※常時介護証明書が必要です）

2 申請に必要なもの

【本人が運転する場合】

① 次のいずれかの手帳

- ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない方）
- ・療育手帳（知的障害者福祉手帳） ・精神障害者保健福祉手帳

② 車検証

△車の名義人が手帳所持者と別居で生計を一にする者の場合は、生計同一が分かるもの（例：健康保険被保険者証、確定申告書、源泉徴収票の写し等）

△同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なる場合は、同居を確認することができる住民票の写し

③ 本人の運転免許証

④ マイナンバーカードまたは通知カード

⑤ 軽自動車税（種別割）納税通知書

【家族運転】

① 次のいずれかの手帳

- ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない方）
- ・療育手帳（知的障害者福祉手帳） ・精神障害者保健福祉手帳

② 車検証

③ 同一生計の運転者の運転免許証（両面の写し）

④ 車の名義人又は運転者が、手帳所持者と別居で生計を一にする者の場合は生計同一が分かるもの（例：健康保険被保険者証、確定申告書、源泉徴収票の写し等）

⑤ マイナンバーカード又は通知カード

⑥ 軽自動車税（種別割）納税通知書（障がいのある方本人分）

⑦同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なるときは、同居を確認することができる住民票の写し

※減免申請書は税務課窓口にあります。上記の必要書類などを持参のうえ税務課に申請してください。

3 減免申請書の提出期限

令和7年5月9日（金）～5月30日（金）

※提出期限を過ぎたらその年度は減免ができませんので、ご注意ください。

※障害の等級や内容によっては減免に該当しない場合があります。

詳しくは、役場税務課にお尋ねください。

（税務課 234-1112）

◆減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる場合です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、対象とならない場合もあります。

障がいの区分			障害の程度	
			A.本人運転（身体障がい者等が自ら運転する場合） B.家族運転（身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合） C.常時介護者運転（身体障がい者のみで構成される世帯の身体障がい者が運転する場合）（注1）	
身体障害者手帳	視覚障がい		1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい		2級及び3級	
	平衡機能障がい		3級	
	音声機能障がい		3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
	上肢不自由（注2）		1級、2級	
	下肢不自由		1級～6級までの各級	
	体幹不自由		1級～3級までの各級及び5級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障	上肢機能	1級及び2級	
		移動機能	1級～6級までの各級	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸の機能障がい		1級及び3級	
	肝臓機能障がい		1級～3級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障 がい		1級～3級までの各級	
戦傷病者手帳	視覚障がい		特項及び1項～4項までの各項庄	
	聴覚障がい		特項及び1項～4項までの各項庄	
	平衡機能障がい		特項及び1項～4項までの各項庄	
	音声機能障がい		特項、1項及び2項（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
	上肢不自由（注2）		特項及び1項～3項までの各項症	
	下肢不自由		特項及び1項～6項までの各項症、1款～3款までの各項症	
	体幹不自由		特項及び1項～6項までの各項症、1款～3款までの各項症	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		特項1項及び1項～3項までの各症項症	
療育手帳			A1、A2	
精神障害者保健福祉手帳			1級	

（注1）専ら当該身体障がい者等のために、通学、通院、通所又は生業のために日常的に（週3回以上）常時介護する方が運転する自転車する自転車（福祉事務所等の証明が必要になります。）

（注2）上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障がい 2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの